

秘密指定解除  
情報公開室

極 秘  
封

日韓請求権問題解決要綱  
に関する件

36. 11. 7

日韓合談の諸懸案中、請求権問題  
は、韓国側がとくに重視している  
関係上、朴正熙最高会議議長来日の  
機会に、先方は必ずこの問題をとり  
上げるものと考えられるので、概ね  
下記の方針により、対処するものと  
いたしたい。

先に来日した 金裕澤 経済企画院長

は、先方の要求する線として、5億ドルを主張したが、韓国側は最近においては5億ドルくらいを考えているのではないかと、情報がある。

他方、わが国戦後の賠償の例に徴すれば、ウイトナムを除いてはビルマに対する2億ドルが最低であり、しかも現にこれの増額が問題になっている。

従って、日韓請求権問題の解決に当たっては、両国間の過去、現在の

特殊かつ密接な関係に照らし、究極

的には、請求権の処理（無償経済

援助を含む）として [redacted] ドル、いわゆる

経済協力として [redacted] ドル、計 [redacted]

ドル程度にて收拾するのが妥当で

ありうと考えられるが、朴議長との

会談においては、下記のラインにより

大体 [redacted] ドル くらいの数字を示す

こととしたらしい。

2. (1) 請求権の処理については、その

基礎となる各項目の数字、金額等

につき、未だ事務的検討を終わっていないので、明確な結論を出し得る段階に至っていないわけであるが、適当な名目による無償贈与を含めて大体

[REDACTED] ドル程度の金額を妥当なり  
と考へる。

(すなわち、事務的検討の結果、

[REDACTED] ドルが十分根拠ありと

認められた場合にはよいが、説明困難

の場合には、その部分だけは無償経

済援助を考へた。）

(2) 上記請求権の処理に加え、いわゆる

経済協力として、対インド円借款と

ほぼ同条件にて、

の借款を供与する。

3. なお、現在日韓オープンアカウント

には、4572万ドル余のいわゆる

貸付債権があり、これは韓国側として

は返済する意図はないものと認めら

れるが、韓国側が国内関係で請求権

(無償経済援助を含む)の金額の増加

を望むならば、韓国側としてこれの返

済を確約せしめた上で、いわゆる請求  
権の金額を [REDACTED] 増額すること  
も一つの方之方であらう。

4. 請求権問題の解決は 煙草問題  
の同時解決を当然の前提とするもの  
である。

5. 請求権問題につき今次会談におい  
て何等かの合意をみた場合には  
その内容が外部に絶対に洩らさない  
よう双方において嚴重に注意する  
こと。